

ID: 201

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収																				
例規名 根拠条項	大河原町下水道条例 第17条																				
例規番号	平成14年条例第10号																				
<p>【基準】</p> <p>第14条、第16条及び第17条の規定による。</p> <p>(使用料)</p> <p>第14条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排出した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>排出汚水量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本使用料</td> <td>10立方メートルまで</td> <td>1,485円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">超過使用料</td> <td>10立方メートルを超え20立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき 159円 50銭</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき 165円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき 181円 50銭</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超え200立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき 220円</td> </tr> <tr> <td>200立方メートルを超え1,000立方メートルまで</td> <td>1立方メートルにつき 253円</td> </tr> <tr> <td>1,000立方メートルを超えるもの</td> <td>1立方メートルにつき 269円 50銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中途における使用の開始等の場合の使用料)</p> <p>第16条 公共下水道の使用を使用月の途中で開始し、休止し又は廃止したときの使用料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のとき 基本使用料の2分の1</p> <p>(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるとき 1使用月分として算定した金額</p> <p>(使用料の徴収方法)</p> <p>第17条 使用料は、納入通知書、口座振替又は集金の方法により、毎使用月分を徴収する。</p> <p>2 第13条の規定による公共下水道の使用の開始又は再開の届出をしないでこれを使用した場合は、その者から使用開始又は再開のときにさかのぼり使用料を徴収する。</p>			区分	排出汚水量	金額	基本使用料	10立方メートルまで	1,485円	超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき 159円 50銭	20立方メートルを超え30立方メートルまで	1立方メートルにつき 165円	30立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき 181円 50銭	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき 220円	200立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円	1,000立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 269円 50銭
区分	排出汚水量	金額																			
基本使用料	10立方メートルまで	1,485円																			
超過使用料	10立方メートルを超え20立方メートルまで	1立方メートルにつき 159円 50銭																			
	20立方メートルを超え30立方メートルまで	1立方メートルにつき 165円																			
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	1立方メートルにつき 181円 50銭																			
	50立方メートルを超え200立方メートルまで	1立方メートルにつき 220円																			
	200立方メートルを超え1,000立方メートルまで	1立方メートルにつき 253円																			
	1,000立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 269円 50銭																			
備考																					

設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日